

きんもくせい

〈山口市の花木〉

あなたの一票が
社会参加への
第一歩

山口県明るい選挙啓発標語 会長賞

山口大学教育学部附属山口中学校三年

中澤

優子



山口県明るい選挙啓発ポスター 委員長賞

山口大学教育学部附属山口中学校1年 肱岡 芽以

その一票で 変わるもののはきっとある

山口県明るい選挙啓発標語 会長賞 中村女子高等学校三年 福田 美幸

編集・発行

山口市明るい選挙推進協議会
山口市選挙管理委員会
(山口市選挙管理委員会事務局)
電話 083-934-2877

常時啓発活動

身近なところで選挙について考えてみよう

私たちが、豊かに楽しく安心して暮らすには、私たちが、安心して政治を任される代表者を選び出す目を持つことが大切です。そこで、山口市明るい選挙推進協議会では常時啓発として、山口シティカレッジを開講しています。その講座の中で選挙について話し合いました。

・・・講座生からのメッセージ・・・

“想い”

徳本 黎子

昨年の中越地震直後、町内の青年が「救援活動に参加したい」と相談に来ました。

「あなた一人が行って何ができるの」私には一途な彼に対して、適切な助言ができませんでした。思えば60年前彼と同じ年ごろだった私は、田舎に疎開していました。やがて敗戦の混乱の中に沢山の若者が除隊してきました。

これから日本はどうなるのか。暮らしはどうなるのか不安を抱えながら本気で悩み、話し合った日々でした。日本の将来を本気で語り合ったエネルギー。あの当時の若者が抱いたエネルギーこそが世界に例を見ないスピードで日本を復興へと導いていったのです。

また、私たち女性も初めて選挙権を与えられました。昭和21年4月に行われた投票の感動は60年経つ今も鮮明に思い出します。

でも、私の持つ一票の重さを本当に理解したのは、山口市婦人大学講座（現山口シティカレッジ）で憲法を学んでからであったと思います。

「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」が憲法の3原則です。この憲法によって国民の生活は守られています。

しかし、国民の生活を守るために行われる政治は、私たちが投じる一票によって選び出された代表によって行われるのであります。

地域社会の課題にとどまらず国際社会における課題山積の時に、私たちの一票の責任はますます大きくなってくるのです。

「私の一票ぐらい」「関係ない」と思っている人たち。様々な課題山積の時こそ私たちの持つ一票の重さを再認識して投票行動に移して欲しいと思うのです。未来に生きる子どもたちのためにも、本気に考え方行動する年にしたいものだと願わざにはおれません。



投票は自分の考えを主張できる場

伊東 修

山口シティカレッジは、色々なジャンルで活躍されておられる講師の貴重な話を聞けるのが大変魅力的で、今までにない体験ができるこれから的人生におおいに役立つことと思われます。残念ながら男性の少なさが気になります。

選挙といえば投票率がどうしてこうも低いのだろうか、若者の政治に対する無関心も一因と思われます。過不足なく生活ができ、不満がありながらもそ

れでよしとする自己中心的な風潮が心配です。

投票することは、自分の考えを主張できる場ともなることを忘れないで欲しい。意中の人に投票することで少しでも社会をよくする信託となるので、棄権すればそのチャンスを逃がすことになり、選挙はつまらないからと言い棄権することはオーバーに言うと日本人を放棄するのと同じことです。

みなさん、選挙とはこの国をもっと良くするシステムであると考える必要があります。次の選挙では投票率が上がるのを期待します。

臨時啓発活動

笑顔で学ぼう

《笑顔で清き一票を》



「物心がつくころからの学習を」

街頭啓発参加校

山口大学教育学部附属山口中学校

山口市立湯田中学校

山口市立鴻南中学校



街頭啓発参加校

山口市立宮野中学校

山口市立大殿中学校

山口市立白石中学校

ザ・センキョ クイズ

下のヒントの□をうめて、クイズに答えてください。正解者の中から抽選で30名の方に賞品を差し上げます。



クイズ

贈らない 求めない 受け取らない

A B C D E F G H ですすめよう、明るい選挙。

ヒント

- ☆ 政治家は、冠婚葬送 A への寄付や盆暮れの贈り物が、禁止されています。
- ☆ 投票じか B は、午前7時から午後8時までです。
- ☆ 候補者には、選挙運動のための表示板等、C なつ道具が無料で配布されます。
- ☆ 指先や腕の疾病などのため、候補者の名前を自書することが出来ないときは、だ D い投票が認められています。
- ☆ つ E じょう選挙とは、参議院議員の半数を選ぶ選挙です。3年に1回、比例代表選挙と選挙区選挙を同じ日に行います。
- ☆ 政治家は、選挙区内にあるものに対し、答礼のための自筆によるものを除き、ね F が状等の挨拶状を出すことが禁じられています。
- ☆ 選挙うん G うの出来る期間は、候補者の届け出が受理された時から、投票日の前日までとされています。
- ☆ 選挙を円滑に行うために、その選挙区のゆ H けん者を調査し、登録した名簿を選挙人名簿といいます。

編集後記

今回は、将来大切な有権者である中学生が、学校選挙支援事業の発展として、街頭での選挙啓発に参加した活動風景と、山口シティカレッジの学習風景を特集しました。政治への参加は、明るい選挙のまづ一票から、私たちの一票が、明日へつながっていく大切な機会です。

「主権は国民にある」ことを再認識し、「投票に行く」ことが国民の責務であることをもう一度考えてみたいものです。

- ◎応募資格 市内に在住の方
- ◎応募方法 4月15日（当日消印有効）までに、ハガキに・答え・住所・氏名を明記し、下記へ送ってください。
〒753-8650 山口市亀山町2-1
山口市選挙管理委員会事務局内
山口市明るい選挙推進協議会
- ◎当選者の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。